

【博士論文概要】

# 別居・離婚後の子どもの心理的適応に関する研究

－父母葛藤・父母協力と面会交流の受けとめに着目して－

2020 年度

直原 康光

筑波大学大学院 人間総合科学研究科

生涯発達科学専攻

本論文の第1の目的は、父母が別居・離婚した子どもの適応に影響を与える変数を明らかにすることである。本研究では、特に、別居・離婚後の父母葛藤・父母協力と面会交流の2つに着目し、親が離婚した子どもの短期的・長期的な適応について検討を行うことであった。その際、日本では量的研究がほとんどなく、離婚等に特化した心理尺度が見当たらないことから、心理尺度の作成や信頼性・妥当性の検討もあわせて行う。これらの検討を通じて、父母や周囲の支援者が、離婚後の子どもにどのように関わるのが適切かを明らかにし、適切な支援につなげることができると考えた。また、離婚した親またはその子どもを対象とした心理教育プログラムの内容についても、日本の実情に合わせた内容とするための基礎的な資料になるものと考えられる。

第2の目的は、海外でもその実態が明らかになっていない同居親の面会交流の受けとめについて、その構造を明らかにするとともに、その規定要因や面会交流の実施状況との関連を検討することである。これらの検討を通じて、面会交流に関する同居親の心情を理解する手がかりとしたり、面会交流を支援する際の留意点を明らかにすることができると考えた。

本論文は、理論的検討、実証的研究、総括の3部から構成される。

第1部の理論的検討では、日本と米国の離婚を巡る制度等を比較した上で、先行研究を概観した。

第2部の実証的研究は、研究1から研究9までの9つの研究で構成される。

研究1から研究3では、親の離婚を経験した青年期・成人期の者を対象として、子どもが認知した父母葛藤・父母協力についての研究を行った。

研究1では、インタビュー調査により、子ども目線で別居離婚後の父母葛藤・父母協力の構造を探索的に検討し、特に、同居親が別居親との交流を否定したり、快く思っていないことを子どもが感じ取る「他方親否定」が協議離婚群でも生じており、面会交流

が実施されていないことも相まって、離婚による苦悩を周囲と分かち合えなかった可能性が示された。

研究2では、研究1で抽出された父母葛藤・父母協力を元に子どもが認知した父母葛藤・父母協力尺度を独自作成し、信頼性・妥当性を確認した。研究3では、研究2で作成した尺度を用いて、過去の父母葛藤・父母協力と、対象者が現在も抱えている親の別居・離婚に伴う心理的苦痛や抑うつ・不安、自尊感情との関連を検討した。男女別に分散構造分析を行った結果、男女ともに、「母による父との交流懸念」は、「父との交流ためらい」を介して、「別居後の父母のけんか」は直接、「自己非難」と正の関連が認められ、「母による父中傷」は、「子どもらしさの棄却」と正の関連が認められた。そして、「自己非難」は、抑うつ・不安と正の関連、自尊感情と負の関連が、「子どもらしさの棄却」は抑うつ・不安と正の関連が認められた。これに対し、「父母の信頼・支援」は、「父との交流実感」、「母の情緒的サポート」を介して、自尊感情と正の関連、「自己非難」「子どもらしさの棄却」と負の関連が認められた。以上から、同居親から面会交流を制限されたり、別居親の悪口を聞かされるなどした経験が、子どもの長期的なメンタルヘルスに影響が大きいことが示唆された。

研究4では、離婚後の父母葛藤・父母協力と18歳未満の子どもの短期的な適応を明らかにする目的で、親を対象とした調査を行った。まず、親が認知した離婚後の父母葛藤・協力(コペアレンティング, ゲートキーピング)尺度を作成した後、同尺度を用いて、子どもと同居する母親が評価した2-17歳の子どもの行動上の問題との関連を検討した。同居時の父親の子どもに対する暴力の高低で群分けして分析を行った結果、葛藤的なコペアレンティングは、子どもの行動上の問題と直接正の関連が認められた。協力的なコペアレンティングは、行動上の問題には直接の関連は認められなかったが、暴力高群のみ、「面会交流の促進」を介して、行動上の問題と正の関連が認められた。以上から、双方を中傷したり、子どもを板ばさみにする葛藤的なコペアレンティングは、子どもの短期的な適応にも悪影響を及ぼすことが示された。一方、ゲートキーピングの一部である「面会交流の促進」は、暴力高群では望ましくないことも明らかになり、離婚後の別居親との関係性は、同居親が子どもの安全や子どもの様子を見ながら適切に制限又は促進していくことの重要性が示唆され、同居親の役割の重要性が確認できた。

研究5から研究8では、研究4までで明らかになった離婚後に子どもと同居する母親の役割の重要性を踏まえ、面会交流に対する認知的側面を明らかにすることを目的とした調査を行った。

研究5において、面会交流を継続して実施する母親へのインタビュー調査を行い、子どものためになるか自信が持てない中で面会交流を開始し、父親役割への期待とあきらめの中で揺れながら面会交流を継続しており、そのプロセスには、面会交流への不安を抱える一方で安心感を抱く経験をしたり、子どものためになることを実感する一方で、子どものためになるか疑問を感じる等していた。これらの揺れには、子育ての余裕のな

さ、子どもの様子、周囲からの助言等が影響を与えていることが明らかになった。

そして、研究6では、離婚後の母親の面会交流の受けとめ尺度、研究7では、面会交流の受けとめに影響を与えると仮定した離婚後の親の心理的適応尺度を作成し、その信頼性・妥当性を検討した。

その上で、研究8において、面会交流の実施状況に影響を与える要因、面会交流の受けとめの規定要因について検討を行った。まず、面会交流の実施状況と基本属性、同居中の暴力、離婚前後の父母の対立等との関連を検討した結果、面会交流の実施や中断いづれも抑制していたのは、父親が面会交流を求めてこなかったこと、養育費を支払わなかったことなど、別居親側の要因であった。一方、父親が親権等を強く主張してきたことは、面会交流を促進していた。つぎに、面会交流の受けとめについては、面会交流を巡る対立のほか、母親の現在の心理的適応のうち、元夫への怒り、元夫からの解放、悲嘆などが影響を与えていることが明らかになった。

最後の研究9では、研究8までの課題を踏まえ、親が離婚した小学校4年生から中学校3年生の子どもと、その子どもと同居する母親の両方から対応したデータを収集する調査を行った。

分析1では、現に面会交流を行っている児童期・思春期の子どもが回答した面会交流の実施頻度、希望する頻度を類型化し、「面会交流の実感」や子どもの適応との関連を検討した。その結果、男女や年齢による顕著な差異は認められず、直接交流の頻度と希望する頻度を比較したものの有意差は認められなかった。現実と希望の類型化による適応等の差異を検討したところ、現状以上に直接交流を希望する者たちにおいて、離婚に伴う心理的苦痛や抑うつが高い傾向が認められ、もっと面会交流をしたい子どもたちの気持ちをどのように面会交流につなげていくか、それが難しいのであれば、どのように消化を促すかが課題であることが課題であると考えられた。

分析2では、これまでの研究では、子どもと親それぞれの認識であった限界を踏まえ、親子対応データを用いて、離婚後の説明や面会交流の受けとめ、面会交流後の対応などについて、母子の認識がどの程度一致しているのかを検討した。その結果、認識は一定程度一致しており、かつ、離婚時の説明等については、子ども側は、母親が一定程度行ってくれたと認識していることが明らかになった。

分析3では、子どもの適応に与える要因を共分散構造分析によるモデル検討を行った結果、概ね、研究3で明らかになった父母葛藤・父母協力と子どもの適応との関連と類似した結果が示され、父母葛藤は葛藤受けとめ、離婚に伴う心理的苦痛を媒介して、子どもの適応に影響を与えること、父母協力は、父母との関係性と正の関連が認められ、父母との関係性は、子どもの適応に概ね良好な影響があることが示された。さらに、母親が回答した変数のうち、母親の心理的適応が子どものメンタルヘルスに与える影響が大きいこと、家庭外サポートは、父母との関係の良好さに促進され高まり、子どもの行動面の問題や抑うつ等を緩和する効果があること、父母から離婚の説明をきちんと受け

た等と認識していることは、父母それぞれとの関係性と正の関連が認められることが新たに示された。

分析 4 では、研究 8 における課題であった母親の面会交流等の受けとめとゲートキーピングの関連の検討を行った。その際、研究 5 でゲートキーピングに影響を与える可能性が示された母親が子どもの様子を確認すること、母親のソーシャルサポートを調整変数として用いた階層的重回帰分析を行った結果、母親のソーシャルサポートや母親が子どもの様子を確認することは、不適切なゲートキーピングを抑制し、適切なゲートキーピングを促進する可能性が示唆された。

第 3 部の総括では、実証研究のまとめを行った上で、本研究の学術的意義および臨床的意義について考察を行い、最後に本研究の限界および今後の課題について検討した。

以上